

(参考) 紙おむつの感染性廃棄物の該否の別

※感染症ごとの紙おむつの取扱い ○：感染性廃棄物，×：非感染性廃棄物

感染症法の分類	感染症名	取扱い※	備考
一 類	エボラ出血熱，クリミア，コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱	○	
二 類	急性灰白髄炎，結核，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)，中東呼吸器症候群(病原体ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)，鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1，H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。)	○	
三 類	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス	○	
四 類	E型肝炎，A型肝炎，炭疽，鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)，ボツリヌス症，オムスク出血熱，サル痘，ニパウイルス症，鼻疽，ヘンドラウイルス感染症，類鼻疽，レプトスピラ症，重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	
	黄熱，Q熱，狂犬病，マラリア，野兔病，ウエストナイル病，エキノコックス症，オウム病，回帰熱，キャサヌル森林病，コクシジオイデス症，腎症候性出血熱，西部ウマ脳炎，ダニ媒介脳炎，つつが中病，デング熱，東部ウマ脳炎，日本紅斑熱，日本脳炎，ハンタウイルス肺症候群，Bウイルス病，ブルセラ症，ベネズエラウマ脳炎，発しんチフス，ライム病，リッサウイルス感染症，リフトバレー熱，レジオネラ症，ロッキー山紅斑熱，チクングニア熱，ジカウイルス感染症	×	ただし，血液等が付着したものは，感染性廃棄物に該当する。
五 類	クリプトスポリジウム症，麻しん，メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症，アメーバ赤痢，RSウイルス感染症，咽口結膜炎，A群溶結性連鎖球菌咽頭炎，感染性胃腸炎，急性出血性結膜炎，急性脳炎(ウエストナイル脳炎，西部ウマ脳炎，ダニ媒介脳炎，東部ウマ脳炎，日本脳炎，ベネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)，劇症型溶血性レンサ球菌感染症，細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症，侵襲性髄膜炎感染症，侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。)，ジアルジア症，水痘，先天性風しん症候群，手足口病，突発性発しん，破傷風，バンコマイシン耐性腸球菌感染症，百日咳，風しん，ペニシリン耐性肺炎球菌感染症，ヘルパンギーナ，無菌性髄膜炎，薬剤耐性緑膿菌感染症，流行性角結膜炎，薬剤耐性アシネトバクター感染症，カルバヘナム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)，ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)，後天性免疫不全症候群，性器クラミジア感染症，梅毒，クラミジア肺炎(オウム病を除く。)，クロイツフェルト・ヤコブ病，性器ヘルペスウイルス感染症，尖圭コンジローマ，伝染性紅斑，播種性クリプトコックス症，マイコプラズマ肺炎，伝染性耳下腺炎，淋菌感染症，侵襲性インフルエンザ菌感染症，侵襲性髄膜炎菌感染症，侵襲性肺炎球菌感染症	×	ただし，血液等が付着したものは，感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ，再興型インフルエンザ	○	
指定感染症		○	
新感染症		○	

感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には，全て感染性廃棄物として取扱うこと。